

【錯誤捕獲の防止について】

1. 経緯及び背景

第 13 次鳥獣保護管理事業計画では、国の指針に基づき錯誤捕獲の防止に関する内容を記載するため、他道府県や市町村の対応マニュアル等から錯誤捕獲に関する要点を抽出し、都の実情を踏まえた錯誤捕獲の防止における対応方針を検討した。

2. 収集資料一覧

各自治体等が公開する野生鳥獣被害対策マニュアル及び第一種特定鳥獣保護計画等から錯誤捕獲の防止・対策に係る事項の記載有無について表 2.1 にとりまとめた。

表 2.1 (1) 各自治体における錯誤捕獲に関する記載資料一覧

No.	文献名	発行年	発行元	錯誤捕獲
1	クマ類の出没対応マニュアル-改定版-	令和 3 年 3 月	環境省自然環境局	●
2	ヒグマ捕獲許可取扱方針	平成 30 年 3 月策定	北海道	×
3	神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応 湘南地域マニュアル	平成 26 年 8 月	神奈川県湘南地域県政総合センター、秦野市、伊勢原市	△
4	石川県ツキノワグマ出没対応マニュアル (改訂版)	平成 30 年 3 月 (最終改訂令和 2 年 4 月)	石川県	×
5	第 2 期 福井県第一種特定鳥獣保護計画 (ツキノワグマ)	平成 29 年 3 月	福井県	●
6	(新) 三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル	平成 27 年 11 月 (平成 30 年 8 月改定)	三重県	●
7	第一種特定鳥獣保護管理計画-ツキノワグマ-	平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日	京都府	●
8	鳥取県第一種鳥獣 (ツキノワグマ) 保護計画	平成 29 年 4 月	鳥取県	●
9	第一種特定鳥獣 (ツキノワグマ) 保護計画-西中国地域ツキノワグマ個体群-	平成 29 年 3 月策定	島根県	●
10	ツキノワグマ保護計画書	平成 29 年 4 月	岡山県	△

注 1) ● : 錯誤捕獲の防止・対策に関する記述が確認された文献を示す。

注 2) △ : 錯誤捕獲の防止・対策に関する記述が確認されたが、具体的な指針等は記載されていない。

注 3) × : 錯誤捕獲の防止・対策に関する記述が確認されなかった文献を示す。

表 2.1 (2) 各自治体における錯誤捕獲に関する記載資料一覧

No.	文献名	発行年	発行元	錯誤捕獲
11	第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画-西中国地域ツキノワグマ個体群-	平成 29 年 4 月	広島県	●
12	イノシシ・ニホンザル等市街地出没対策マニュアル	平成 30 年 3 月	岡山県	×
13	第 4 期第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画-西中国地域ツキノワグマ個体群-	平成 29 年 3 月	山口県	●
14	ツキノワグマ対応指針	平成 16 年 12 月 (平成 25 年 2 月改訂)	徳島県	△
15	イノシシ等が出没したときの対応マニュアル	平成 23 年 9 月改訂	香川県	×
16	野生動物が市街地等に出没したときの緊急対応マニュアル (ver1.1)	平成 29 年 11 月	長崎県	×
17	住宅地等における有害鳥獣対応マニュアル	平成 30 年 10 月 (令和 2 年 1 月変更)	熊本県	×
18	福島県避難 12 市町村 イノシシ被害対策技術マニュアル	平成 30 年 3 月	復興庁	△
19	危険鳥獣出没対応マニュアル	平成 31 年 4 月改訂	宇都宮市	×

注 1) ●：錯誤捕獲の防止・対策に関する記述が確認された文献を示す。

注 2) △：錯誤捕獲の防止・対策に関する記述が確認されたが、具体的な指針等は記載されていない。

注 3) ×：錯誤捕獲の防止・対策に関する記述が確認されなかった文献を示す。

3. 各マニュアル等における錯誤捕獲への対応方針

前頁の収集資料のうち、錯誤捕獲に関する記述のある資料について表 3.1 に整理した。

主にわなの設置（共通、箱わな、くくりわな）、発見時の対応、放獣時の対応、見回りの必要性、普及啓発活動、技術開発について記載されている。

表 3.1 錯誤捕獲防止・対策に関する記載状況

No.	発行元	マニュアル等	錯誤捕獲の防止・対策							
			①わなの設置			②発見時	③放獣時	④見回り	⑤普及啓発	⑥技術開発
			共通	箱わな	くくりわな					
1	環境省自然環境局	クマ類の出没対応マニュアル-改定版-	●	●	●			●		●
5	福井県	第2期 福井県第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）福井県	●	●			●			●
6	三重県	（新）三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル		●	●	●	●	△	●	
7	京都府	第一種特定鳥獣保護管理計画-ツキノワグマ-		●			●	●	●	
8	鳥取県	鳥取県第一種鳥獣（ツキノワグマ）保護計画		●	●	●	●			
9	島根県	第4期第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画-西中国地域ツキノワグマ个体群-		●	●		●		●	
11	広島県	第4期第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画-西中国地域ツキノワグマ个体群-		●	●		●		●	
13	山口県	第4期第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画-西中国地域ツキノワグマ个体群		●	●		●		●	

注1) ●：錯誤捕獲の防止・対策の詳細な記述があるものを示す。

注2) △：錯誤捕獲に関する注意喚起が記述されたものを示す。

注3) No. は表 2-1 の No と対応する。

①わなの設置

わなの設置に関する要点を抽出し、表 3.2 に整理した。

表 3.2 わなの設置に関する錯誤捕獲防止・対策に関する要点

組織	要点
環境省自然環境局	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 脆弱なわなの使用を避ける。人家周辺にはわなを設置しないようにする。 ● 遠方から見通しのいい場所にわなを設置すること。 ● 公道、林道近郊にわなを設置しない。 <p>【箱わなの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 扉にはストッパーを付けること。 <p>【くくりわなの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 輪の直径 12cm 以下、よりもどしの装着、ワイヤーの太さ 4mm 以上。 ● 根付には強固な固定物（直径 20cm 以上の生木等）を使用する。
福井県	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● イノシシやシカなどを捕獲する目的で、檻やくくりわなを使用する場合、ツキノワグマの錯誤捕獲を避けるため、天井に脱出口を設けるなどクマ脱出口つきの檻を普及させるとともに、県全域で特定猟具禁止区域などの設定も検討する。
三重県	<p>【箱わなの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 誘引された動物を確認した上で扉を落とす仕掛け（トリガー）を設置。 ● わなを設置した場所付近でツキノワグマの生息が確認された場合や、わなの利用が確認された場合は、箱わなの扉を閉める、或いは箱わなを移動する。 ● ツキノワグマが誘引しにくい葉菜類等の餌を使用する。 <p>【くくりわなの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内全域で輪の直径が 12cm を越えるくくりわなの使用を認めない。 ● 設置した場所付近でツキノワグマの生息が確認された場合は、わなを移動する、あるいは設置を中止する。
京都府	<p>【箱わなの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● クマの足跡などの痕跡が発見された場所では、箱わなの扉を一時的に閉じるなどクマの錯誤捕獲の防止措置を講じる。
鳥取県	<p>【箱わなの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 梨、柿等のエサはクマを誘引するおそれが高いため、果実類のエサの使用は避けること。 <p>【くくりわなの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周辺にクマの生息が想定され、錯誤捕獲の可能性が高い場合において、狩猟を含めたイノシシ・ニホンジカの捕獲は、クマの錯誤捕獲防止のため「くくりわな」の使用を避けるよう指導する。
島根県、 広島県、 山口県	<p>【共通・くくりわなの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● くくりわな及び箱わなによるツキノワグマの錯誤捕獲を防止するために、わなの適切な設置・管理が行われるように必要な指導を行う。 ● ツキノワグマの主要生息地域において、県はくくりわな架設禁止区域を設定するように努める。

②発見時の対応

発見時の対応に関する要点を抽出し、表 3.3 に整理した。

表 3.3 発見時の対応に関する錯誤捕獲防止・対策に関する要点

組織	要点
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲許可や狩猟により設置したニホンジカ等の捕獲檻等にツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、原則、放獣とする。 ● 錯誤捕獲された野生鳥獣の放獣は、わな設置者が行うものであるが、ツキノワグマの放獣作業には危険が伴うこと、また、地域住民の安全を確保する必要があることから、獣害対策課、農林(水産)事務所森林・林業室及び市町は、放獣作業業者等及び猟友会の協力の下、錯誤捕獲した者に代わって放獣作業等を実施する。 ● 発見直後は、許可権者である市町は、農林(水産)事務所森林・林業室、地元自治会、警察署及び地元猟友会に連絡し、農林(水産)事務所森林・林業室は、獣害対策課、みどり共生推進課、鳥獣保護管理員へ連絡する。
島根県、 広島県、 山口県	<ul style="list-style-type: none"> ● 錯誤捕獲が発生した場合には、わなの設置者は直ちに市町を通じ、県に報告する。

③放獣時の対応

放獣時の対応に関する要点を抽出し、表 3.4 に整理した。

表 3.4 (1) 放獣時に関する錯誤捕獲防止・対策に関する要点

組織	要点
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ● 誤ってツキノワグマが捕獲された場合は、原則、速やかに放獣することとする。
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ● 放獣場所は、県内に限ることとし、原則として、錯誤捕獲された市町内において放獣する。 ● 原則、集落から 2km 以上離れており、人家、農地等がない森林とする。 ● 放獣場所の選定が困難な場合は、獣害対策課、農林(水産)事務所森林・林業室、市町で対応を協議する。 ● 獣害対策課及び農林(水産)事務所森林・林業室は市町と協力し、即日、放獣が出来ず、錯誤捕獲した場所に仮置きができない場合や安全が確保出来ない場合は、放獣作業業者等により麻酔処置を施し、クマ用捕獲檻に入れ替えて山中等の安全な場所に一時保護する。
山口県・ 島根県、 広島県	<ul style="list-style-type: none"> ● ツキノワグマの錯誤捕獲が発生した場合には、原則として放獣する。ただし、捕獲された個体の外傷が激しい場合、わなの破損等により人命への危険性がある場合はこの限りではない。また、放獣後には錯誤捕獲の発生要因を究明し、再発を防止する。 ● 放獣は専門的な技術が必要とするため、県・市町、猟友会、専門家及び獣医師等との協力体制を構築する。
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ● 放獣作業は、農村振興課が専門業者に委託し、わな設置者や猟友会、市町村等の関係者の協力を得て実施する。

表 3.4 (2) 放獣時に関する錯誤捕獲防止・対策に関する要点

組織	要点
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ● 錯誤捕獲個体は原則として放獣することとし、錯誤捕獲が発生した場合は次のとおり対応する。 ● 奥山で錯誤捕獲された幼獣等で、放獣に際し安全と判断できる場合は、総合事務所等・市町村職員が立会の上、わな設置者などにより、放獣するものとする。 ● 市町村内でクマが捕獲され、安全な独自放獣に懸念があると判断される場合は、市町村は総合事務所等へ放獣を依頼する。 ● 総合事務所等は、錯誤捕獲の連絡を受けた場合、緑豊かな自然課と連携して、専門技術者を現場へ派遣し、安全性の確保を図った上で放獣する。 ● 錯誤捕獲個体の放獣は、総合事務所等と市町村が連携して行い、可能であれば捕獲場所近辺で学習放獣とする。市町村は住民の安全等を考慮して捕獲場所周辺での放獣が困難な場合は、総合事務所等と協議の上、同一市町村内で放獣場所を選定する。その場合は出来る限り同一山塊とする。 ● 緑豊かな自然課は個体識別のための身体計測や、マイクロチップの装着などを行う。 ● ただし、錯誤捕獲されたクマが、罾に餌付いた個体や過去に有害な行動が確認された個体の場合は、市町村は総合事務所等、緑豊かな自然課と協議の上、有害捕獲許可を得て殺処分する。

④見回り

見回りに関する要点を抽出し、表 3.5 に整理した。

表 3.5 見回りに関する錯誤捕獲防止・対策に関する要点

組織	要点
環境省自然環境課	<ul style="list-style-type: none"> ● 見回りは原則として毎日実施すること。
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ● 錯誤捕獲の報告の遅れを防ぐためにも、毎日の見回り等のわなの管理を指導徹底する。

⑤普及啓発

普及啓発に関する要点を抽出し、表 3.6 に整理した。

表 3.6 普及啓発に関する錯誤捕獲防止・対策に関する要点

組織	要点
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ● 獣害対策課、農林（水産）事務所森林・林業室は、狩猟免許更新時やニホンジカ等の捕獲技術研修等を実施する際にツキノワグマの錯誤捕獲の防止について研修するとともにわなの定期的な見回り及び捕獲個体の適切な処理を周知するものとする。
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年のイノシシやシカの個体数管理強化による捕獲頭数の増加に伴い、クマの錯誤捕獲も増加していることから、錯誤捕獲防止の指導及び普及啓発を徹底する。
山口県・ 島根県、 広島県	<ul style="list-style-type: none"> ● 錯誤捕獲が発生した場合、県は再発防止のための指導を行う。改善策を講じないまま錯誤捕獲を繰り返す場合には、錯誤捕獲が十分に予見されたにも関わらず、適切な予防措置を講じずに錯誤捕獲に至ったと判断し、法第 9 条及び第 12 条違反として罰則を適用することを検討する。
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ● わなの管理を徹底するなどクマの錯誤捕獲防止指導及び普及啓発を徹底する。

⑥技術開発

技術開発に関する要点を抽出し、表 3.7 に整理した。

表 3.7 技術開発に関する錯誤捕獲防止・対策に関する要点

組織	要点
環境省自然環境局	<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡県農林技術研究所では、シカを捕獲するためのわなとして、セルフロックスタンションや誘引式首用くくりわな等の開発を行っている。これらのわなは、構造上、角のないメスのシカを選択的に捕獲できるだけでなく、クマ類の錯誤捕獲を回避することが可能になっている。 ● 群馬県林業試験場では、くくりわなのワイヤーの代わりに、強度の弱いナイロンロープを使うことで、クマ類が噛みちぎって逃げられるわなを試行している。 ● 錯誤捕獲の発生状況を記録することで、効果的な対策の検討にも貢献できる。報告様式を定めるなどして情報収集の体制を構築すること。
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ● 箱わなに設けられた脱出口から脱出できない、または脱出しないツキノワグマが増加傾向にあることから、脱出口のサイズ等について資料を収集し、脱出しないツキノワグマによる人身事故防止と錯誤捕獲防止対策を検討する。

4. 都における錯誤捕獲の状況について

「東京都ツキノワグマ生息状況等調査業務報告書（一般社団法人自然環境研究センター、令和3年）」によると、ツキノワグマに関して各自治体に対して錯誤捕獲の実態に関する聞き取り調査を実施している。また、「シカ管理計画改定のための基礎調査委託業務報告書（一般社団法人自然環境研究センター、令和3年）」によると、各自治体及び猟友会に対して錯誤捕獲に関するヒアリングを実施している（表4-1参照）。

上記の聞き取り（ヒアリング）調査の結果をみると、**都における錯誤捕獲されたほ乳類は、ツキノワグマ及びカモシカの2種類であった。**

ツキノワグマの**錯誤捕獲の発生件数は、2012年以降に計4件発生**されており、その内訳は箱わな2件、くくりわな2件であった（発生年及び発生場所は不明）。直近の錯誤捕獲が発生した地域は、奥多摩町のみであり、2019年にくくりわなで1件発生していた。カモシカは、青梅猟友会によると、近年、個体数が増加傾向にあることから、くくりわなによる錯誤捕獲が発生しているとの報告があった（発生年数及び発生件数は不明）。

ただし、ツキノワグマ等が錯誤捕獲された場合は、複数人で対応するため、情報が残りやすいが、その他の動物が捕獲された場合は、捕獲従事者のみで現場対応している場合も多く（「錯誤捕獲問題から目をそらし続けることはできない」（山崎、2020）引用）、**都における錯誤捕獲の実態についてまだ十分に情報が得られていない状況にある。**

錯誤捕獲されたツキノワグマ及びカモシカを放獣する際、全国で捕獲獣類の逆襲による死亡事故が発生しており、放獣作業は大変危険が伴うものと認識されている。都内自治体等への錯誤捕獲に関する聞き取り調査の結果（表4.1）、放獣体制の整備に当たり、多くの自治体で、地域住民の危害へのリスクを最小限にする放獣場所の確保が大きな課題として挙げられている。また、それに伴う麻酔を扱うことが可能な人材の確保も課題であると挙げられている。こうした課題が解決できていないために、現状として、やむを得ず殺処分するに至っている。

以上のことから、都としての錯誤捕獲に対する主な課題は、**①放獣体制の未整備、②放獣場所の未確保**の2点である。

表 4.1 (1) 各自治体等における錯誤捕獲の聞き取り調査結果

市町村等	内容
奥多摩町	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019 年にくくりわなでの錯誤捕獲が発生した事例がある。奥多摩町では、くくりわなは 10 cm サイズのわなを使用しているが、そこにツキノワグマが錯誤捕獲され、足の指のみがかかっていた状態であった。そのため、緊急避難として殺処分を行った。なお、イノシシの箱わなでは今までツキノワグマの錯誤捕獲が発生した事例はない。 ● また、今後仮に錯誤捕獲が発生した場合、放獣するのは現実的に難しいと感じている。錯誤捕獲されたツキノワグマの麻酔を行う人員が不在であり、放獣体制が確保されていないこともあるが、<u>一番の課題は放獣場所の確保</u>である。奥多摩町の間山には登山道が整備されている場所が多く、登山道を外して放獣することが難しい。また、人家の食べ物に執着している場合、再び戻ってきた個体が人身被害を発生させる危険性も考えられ、放獣することに対するリスクが高いと感じている。 ● なお、聞き取り調査以降放獣する取組を実施している。
あきるの町	<ul style="list-style-type: none"> ● 錯誤捕獲は現在までに発生したことはない。 ● 市の整備しているマニュアルでは放獣することになっているが、自治体単体では現実的には不可能な状況である。 ● 課題としては、<u>市に麻酔による不動化する技術がない</u>こと、また市町村をまたいで放獣する場合には市町村単体では調整が難しいことが挙げられる
日の出町	<ul style="list-style-type: none"> ● ツキノワグマの錯誤捕獲が発生したことはない。 ● もし、ツキノワグマが錯誤捕獲されてしまった場合は、<u>山中に放獣する必要</u>があると考えている。しかし、<u>麻酔銃を使用できる人や放獣場所については当てがなく</u>、町単体での<u>放獣体制は全く検討が出来ていない</u>。
檜原村	<ul style="list-style-type: none"> ● ツキノワグマの錯誤捕獲は発生したことがない。 ● 猟友会では、条例に規定されている「足くくりわなは直径 12cm 以下にすること」が厳守されている。また、イノシシの箱わなについては設置をしていない。 ● 今後、仮に錯誤捕獲が発生した場合、猟友会の麻酔銃所持者と協力し、できる限り放獣できる体制を整えたいと考えている。しかし、現実的には放獣に対する住民感情を汲んだ上での<u>放獣先の確保が一番の課題</u>だと感じている。安全で住民に影響のない放獣先が確保できることが望ましい。また、人家の食べ物に執着している場合、再び戻ってきた個体が人身被害を発生させる危険性もあり、こういった場合は<u>放獣が難しい</u>と感じている。

表 4.1 (2) 各自治体等における錯誤捕獲の聞き取り調査結果

市町村等	内容
青梅市	<ul style="list-style-type: none"> ● 錯誤捕獲が発生した場合の市独自の対応マニュアルは作成していない。また、今までにツキノワグマの錯誤捕獲が発生した事例もない。 ● 猟友会では、くくりわなは使っておらず、イノシシ捕獲用の箱わなが中心である。くくりわなについては市でも保有していないため、くくりわなが設置される可能性があるとしたら猟期期間中に市外から来る狩猟者が使う程度である。そのため、くくりわなによる錯誤捕獲の可能性はほとんどないと考えている。 ● 仮に、箱わなにクマが錯誤捕獲された場合、東京都との協議次第だが、麻酔を使って不動化させて、放獣することになるだろう。ただし、<u>錯誤捕獲発生時の連絡体制、錯誤捕獲個体を不動化させる麻酔技術者、不動化したクマを搬送する手段及び放獣場所の調整</u>についてはいずれも整備されていない。錯誤捕獲個体を放獣する際に最も調整が難しいのは<u>放獣場所の確保</u>になるだろう。
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> ● 錯誤捕獲個体は原則放獣となっていることから、麻酔銃を扱える業者を委託先として確保しており、錯誤捕獲が発生した際に個体を麻酔で不動化させる体制は確保している。 ● ただし、錯誤捕獲が発生した場合は麻酔による不動化が出来たとしても、その後に個体を移動させるための<u>わな・車両の確保、捕獲個体を放獣する場所の調整</u>については、段取りや確保が決まっていないため、現実的には放獣は難しいだろう。 ● 放獣する際に特に課題と感じるのは<u>放獣先の確保</u>であるが、市町村境を越えて放獣する場合には市町村単独での調整は無理であると感じる。
奥多摩町 猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ● くくりわなによる錯誤捕獲は、最近では発生していない。 ● 過去に錯誤捕獲が発生した地点ではくくりわなを設置しないように気をつけているため、その効果もあるのだろう。
青梅猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ● カモシカも増えている。とくに、採石場回りで増えている。増えすぎて疥癬で死んでいる個体も増えている。また、くくりわなにはカモシカの錯誤捕獲が発生することもある。全国的には逆襲による死亡事故もあるので、<u>放獣するのは命がけ</u>である。4人がかりではしごをもっていったこともあった。できればカモシカを天然記念物から外すか何頭までなら有害駆除で捕獲してよいというようにしてほしい。 ● 県によっては有害捕獲をしていると狩猟税が免除になる制度がある。東京都もそういった免除の制度があってもいいのではないか。また若い人を増やすための補助制度があってもいいのではないか。
五日市 猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落周辺ではくくりわなも使用している。通報があるとくくり罟を、1か所でだいたい5~6基かけているが、10基はかけない。車で見回りができ、巻き刈りの前に確認が終わるような場所にかけている。場所はサマーランドや養沢、戸倉の檜原村との境方面などに設置している。 ● カモシカが錯誤捕獲されたことはない。

5. 都における錯誤捕獲の防止に関する検討事項

都の実情に鑑みると、放獣措置への対応が十分ではないことから、まずは、わなの適正な使用を促す「錯誤捕獲を防止するための対応」について指導するとともに、万が一、錯誤捕獲された場合に情報共有を徹底させるよう事業者及び各自治体との調整を図る必要がある。また、錯誤捕獲された際には、適切な放獣先の確保、放獣方法について事前に情報を収集し、検討するとともに、事業者及び各自治体に指導できるよう努める。今後、わなを用いた捕獲の増加に伴い、錯誤捕獲の発生件数も増えることが予想されるため、錯誤捕獲防止に関するマニュアル等の整備を進める必要がある。

他道府県のマニュアル等を集約すると、①わなの設置、②発見時、③放獣時、④見回り、⑤普及啓発、⑥技術開発に着目しており、それぞれの事情に応じた対応策が整備されている。都における錯誤捕獲防止に関するマニュアル作成に取り組む際は、都の実情を踏まえ、下表に示す事項について検討していく。

表 5.1 都における錯誤捕獲の防止に関する検討事項（案）

項目	内容	優先度
①わなの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 都ではツキノワグマやカモシカの錯誤捕獲の事例があることから、上記大型ほ乳類の生息状況を踏まえたわなの設置位置の検討。 ● 錯誤捕獲防止を考慮した箱わなやくくりわなの規格及び誘引物（餌）の検討。 	◎
②発見時	<ul style="list-style-type: none"> ● 錯誤捕獲が発生した場合の連絡体制の検討。 ● 都における錯誤捕獲事例の効率的な情報共有方法の検討。 	◎
③放獣時	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自治体における錯誤捕獲された大型ほ乳類の放獣先の検討。 ● 放獣作業にあたる人員体制整備の検討。 ● 人的被害のない適切な放獣方法の検討（麻酔の使用等）。 ● 放獣が困難な場合における対応策の検討。 	◎
④見回り	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT 等の活用も含めた効率的な見回り頻度の検討。 	
⑤普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● わな猟初心者に対する効率的な普及啓発方法の検討。 	
⑥技術開発	<ul style="list-style-type: none"> ● 錯誤捕獲の少ないくくりわなや箱わなの技術的検討。 ● 新しい猟法（わな猟）の開発や ICT 等を活用した捕獲技術の検討。 	

注) ◎：都として特に優先度が高いと考えられる項目